

「第7期柳川市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に対する  
パブリックコメントの実施結果

令和6年3月13日

1 意見募集の概要

「第7期柳川市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に対して、市民の皆さんからのご意見を募集したものです。

(1) 意見を提出できる人

- ①市内に住所を有する人
- ②市内に通勤・通学している人
- ③市に納税義務がある人
- ④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(2) 公表の方法

- ①市ホームページに計画案及び意見等申出書を掲載
- ②市広報紙に意見募集記事を掲載（3／1号）
- ③柳川庁舎【市政情報コーナー（総務課内）・企画課】、大和庁舎【市民サービス課】、三橋庁舎【市民サービス課】、市立公民館（コミュニティセンター）【18館】に設置

(3) 募集期間

令和6年2月13日（火）～令和6年3月12日（火）までの29日間

(4) 意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メール、直接持参

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者（意見数）

提出者数 1人（1件）

(2) 提出方法

郵送	電子メール	直接持参	計
0人	0人	1人	1人

(3) 意見の内容及び柳川市の考え方

お寄せいただいたご意見と、それに対する柳川市の考え方は、別紙「第7期柳川市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」に対するご意見とその回答」をご覧ください。

第7期柳川市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉（案）に対するご意見とその回答

ページ	意見等の該当箇所	意見等の概要	回答
P25	4 その他 (2) ひきこもりの支援体制	<p>「支援体制の強化」との記述があるが、具体的な強化として前期の3年間の相談会開催回数を1回増やすことしか読み取れないので相談以外の具体的な支援体制の構築を要望します。</p> <p>テーマについても「不登校、ひきこもり、生きづらさを感じる人たちの支援体制」への修正を望みます。</p>	<p>ひきこもり支援の取り組みとして、相談会だけではなく、ホームページなどのSNSを活用した情報発信、県のひきこもり地域支援センターや医療・福祉の関係団体等の委員で構成している自立支援協議会などと連携を図りながら今後検討していきたいと思います。</p> <p>テーマについては、個別の要因を含めることなく「ひきこもり」全般として記載していますので、そのままの記載とさせていただきます。ご理解の程よろしく申し上げます。</p>